

基本方針

介護保険や障害者自立支援制度の改正など社会福祉を取り巻く状況が大きく変化している中において、少子高齢化の急速な進展と核家族化等により、福祉ニーズは年々複雑かつ高度なものへと変化しています。

こうした社会情勢の中で健やかで充実した生活を送ることができる地域福祉を推進する市町村社会福祉協議会の果たす役割は一層大きくなってきています。

法人の運営については、長期的展望による経営の安定化を目指し、経費削減、事務の効率化を徹底し組織の強化を計画的に進めます。また、地域の皆さんと共に地域福祉を推進する社協であることを広く周知し住民の理解と参加を得るため、運営状況や事業内容をホームページや社協だよりにより積極的に公開します。

老人福祉センターについては、町内の60歳以上の方が誰でも気軽に利用し、健康で明るい生活を楽しむための中心的施設として、利用者に一層満足して頂ける運営管理に努めます。

介護保険事業については、利用者本位の福祉サービスの提供と高齢化の進展に伴う、介護ニーズに対応するため、ホームヘルパー養成講座や職場内研修を開催し、人材の育成・確保と共に職員の資質向上を図ります。

ボランティアセンターについては、ボランティア活動を始めるきっかけになる講座や登録団体のスキルアップ講座を開催します。また、地域の皆さんや福祉団体と協働して「福祉ふれあい祭り」を開催し、福祉意識の醸成と共に地域の連帯意識の向上を図ります。

地域包括支援センターについては、介護予防の観点から自立へ向けた的確なサービスの提供と共に、複雑化する福祉制度の周知に努め、地域住民一人ひとりが必要なサービスを利用できるよう支援します。また家族や近隣住民との人間関係の希薄化に伴う孤立を背景とした引きこもりや、悪徳商法に騙される人も増加していることから、住民同士の見守りや・助け合いなど地域の福祉力を高めていくため、積極的に地域へ出向き、課題やニーズを把握しながら高齢者の見守り活動など、それぞれの地域の思いや特性を反映した事業に取り組みます。

本年度も引き続き地域福祉の更なる充実に向け、地域住民の皆さんや行政と協働し、本会の目標である「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進します。

事業内容

1. 法人運営の体制整備及び会員増強運動の推進

本会事業について幅広く住民の皆様にご理解を求めながら、会員加入促進を図り自立した経営体制の確立に取り組みます。

(1) 会務の運営

- ・ 理事会、評議員会、監事会の開催

(2) 会員増強運動の推進

- ・ 一般会員及び特別会員の募集

2. 老人福祉センターの管理・経営（町指定管理）

地域に開かれた高齢者の交流拠点として、地域住民の福祉の向上を図り、生きがいや健康づくりを支援し、利便性を高めます。

(1) 利用しやすい施設としての利便性向上

(2) 高齢者の自主活動に対する活動場所の提供

3. 介護保険事業の安定経営、情報公開・個人情報保護の推進

公益性と自主性を重視し、要介護者等の方が適切かつ円滑に介護サービスを利用できるようにします。また、介護サービス情報を公開するとともに個人情報の管理を徹底します。

(1) 介護保険事業

① 居宅介護支援事業（ケアマネージャー業務）

- ・ アセスメント、主治医等関係機関の連絡・調整、居宅サービス計画作成、モニタリング等

② 訪問介護事業（介護予防を含むホームヘルパー業務）

- ・ 身体介護、生活援助サービスの提供等
- ・ 訪問介護計画作成、ケース検討会実施等

③ 認知症対応型通所介護事業（介護予防を含むデイサービス業務）

- ・ 送迎、食事、入浴、健康状態の確認及びレクリエーション活動等
- ・ 通所介護計画作成、ケース検討会実施等

④ 生計困難者に対する利用者負担の軽減事業

⑤ 要介護・要支援認定訪問調査の受託

(2) 介護サービス情報の公開

- ・ 基本情報項目、調査情報項目の公表

(3) 個人情報保護の体制強化

4. 障害者居宅介護事業等の利用促進

障がいをお持ちの方が安心して生活できるよう質の高いサービスを提供し、在宅生活の支援を行います。

- (1) 障害者居宅介護等事業
 - ・ 身体介護、家事援助サービス提供等
- (2) 移動支援事業
 - ・ 余暇活動等の社会参加のための外出支援等

5. 日常生活自立支援事業、成年後見制度の周知と活用推進

生活や金銭管理など幅広く権利擁護に関する相談を受付け、高齢者や障がいをお持ちの方の財産や権利を守り、安心して地域で自立した生活が送れるよう支援します。

- (1) 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等への制度の周知及び利用促進
- (2) 基幹的社協（西尾市社協）との連携強化
- (3) 成年後見制度の紹介

6. 円滑な苦情解決体制の確立

福祉サービスに関する苦情解決の仕組みとして、苦情解決第三者委員会を設置しています。その構成員に民生児童委員をお願いし、社会性や客観性を重視した適切な解決体制を確保します。

7. ボランティアセンター事業の推進及び福祉教育活動の支援

小中高等学校の各学校における総合学習をはじめとする福祉学習支援、シニア層へのボランティア意識の啓発及び各種団体との連携を強化する。

- (1) 各学校における福祉教育の取り組み支援
- (2) ボランティア講座等の開催
- (3) フェスティバル、イベントの開催
- (4) 災害に備えた福祉、ボランティア体制の整備・検討
- (5) ボランティアコーディネート事業
- (6) ボランティア保険の加入促進
- (7) 書き損じはがき等の収集

8. 生きがい活動支援事業の推進

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者の主体的な福祉コミュニティづくりを推進します。また生きがいと健康づくりを目的とする各種事業を実施します。

(1) シルバーハウジング事業（町受託事業）

- ・ 入居者に対する日常の生活指導、相談援助、安否確認、緊急時の連絡等

(2) ふれあい・いきいきサロン事業

- ①情報提供及び参加促進
- ②ボランティア団体の育成及び援助

(3) 福祉車両及び福祉機器等貸出事業

(4) 見守りネットワーク事業（町受託事業）

- ①地域協力員による一人暮らし高齢者の見守り及び安否確認の実施
- ②定例会、研修会開催

(5) ゲートボール大会の開催協力及び支援

(6) 福祉活動団体への助成

9. ホームヘルパー養成講座の開催

ホームヘルパー養成講座（通信）2級課程を開催し、介護職の人材確保に努めます。

10. 在宅介護者への支援

介護に疲れたり、閉じこもりがちになりやすい介護者に対して、介護に関する相談・情報交換や気分転換の場の提供などを通じて、心身のリフレッシュと介護技術の習得等の支援に努めます。

- (1) 介護者の集い事業の開催、集い通信の発行支援
- (2) 在宅介護教室の開催

11. 低所得者等の経済的な支援

経済的な援助を必要とする人たちへの自立支援が重要なことから県社協、民生委員、関係機関と連携を取りながら、的確な貸付制度の運用を図ります。

- (1) 暮らし資金貸付制度
- (2) 母子寡婦福祉金庫貸付制度
- (3) 生活福祉資金貸付制度

12. 広報・情報提供活動の充実

広報紙（社協だより）、ホームページなど広報媒体を活用し、住民に対して社会福祉に関する情報提供を図るとともに、本会の事業活動の積極的な開示に努めます。

- (1) 「社協だより」の全戸配布
- (2) ホームページ・メールによる福祉、ボランティア情報の提供

1 3. 職員研修の実施

職員の研修体制を強化し、地域福祉の推進に必要な専門的知識、資質の向上を図り、専門職としての能力の向上に努めます。

- (1) 基本研修（新任職員・管理職研修等）
- (2) 専門研修（各種業務研修等）

1 4. 共同募金活動への協力及び配分事業の実施

法人として共同募金運動に積極的に協力し、情報の開示や透明性の確保に努めるとともに、地域福祉向上に向けた適正な配分・事業の推進に努めます。

- (1) 赤い羽根共同募金配分事業の実施・協力
- (2) 歳末たすけあい募金配分事業の実施・協力

1 5. 地域包括支援センター事業の推進（町受託事業）

高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、誰もが住み慣れた地域で、尊厳ある生活が継続できることを目指し、できる限り要介護状態にならないようサービスを提供します。

- (1) 介護予防ケアマネジメント
 - ・介護予防ケアプランの作成等
- (2) 総合相談・権利擁護事業
 - ・高齢者の心身の状況等についての実態把握、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止、消費者被害・権利擁護等の相談受付
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援
 - ・ケアマネジャーのネットワーク構築、困難事例に対する助言等
- (4) 地域包括支援センターの周知と介護予防事業の促進
 - ・認知症高齢者を支える「住民の輪」の構築